

特定非営利活動法人 ジムナスティック・ネットワーク

体操教室規約

〔名称〕

第1条 本教室はジム・ネット体操教室（以下単に本教室という）といい、体操競技コース・新体操コース・からだづくりコースを設ける。クラスは教室毎に別に定める。

〔所在〕

第2条 本教室は、長野県大町市大町 5835 番地 22 特定非営利活動法人ジムナスティック・ネットワーク（以下単に本法人という）に事務所を置く。

〔目的〕

第3条 本教室は、スポーツマンシップを身につけ、健全な心身の育成を図り、地域社会における生涯スポーツ振興と選手の育成および競技力の向上に寄与することを目的とする。

〔入会資格〕

第4条 本教室に入会する方は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本教室の目的に賛同する方
- (2) 各クラスの対象年齢および条件に該当する方
- (3) スポーツを行うに適した健康状態である方

〔入会手続〕

第5条 本教室に入会を希望する方は、所定の手続きに従い本教室に申し込み、別途定める活動開始日から活動に参加することができる。

- 2 所定の金額を入会時寄付金として本法人に納入するものとする。

〔会費〕

第6条 会費とは次のものをいう。

- (1) 年会費
- (2) 月会費
- (3) 参加料
- (4) 受講料

- 2 年会費は本教室の運営及び施設・設備の保守管理に対する協力金として、納入するものとする。

- 3 月会費、参加料、受講料は指導の対価として納入するものとする。

- 4 会員は本教室が定める会費を、所定の手続きにより支払う。

〔会費の不返還〕

第7条 一旦入金した入会金、年会費、月会費、参加料、受講料は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

〔会費の滞納〕

第8条 会員が会費の納入を怠ったときは、本教室は指導を中止、または退会させることがある。

〔練習日、期間および時間〕

第9条 本教室の練習日、期間、時間については各教室の練習計画カレンダーによる。

- 2 使用施設もしくは競技会等の行事によるやむを得ない事情により、定められた練習日、時間、期間等を変更または中止することがある。

〔会員のモラル〕

第10条 会員は次の事項を厳守しなければならない。

- (1) フェアプレーの精神をモットーとし、会員全員がスポーツに親しみ楽しめるように努めること。
- (2) 本教室の目的に沿うよう努めること。
- (3) 各教室が別に定める諸規則を遵守すること。
- (4) 練習に際しては、本教室が指定したスポーツウェアがある場合にはそれを着用し、常に清潔を保つこと。

〔休会〕

第11条 所属する教室の休会（引続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう）を希望する会員は、前月15日までに届け出なければならない。

- 2 休会の期間は3ヶ月以内とし、その期間の月会費の半額を毎月納入しなければならない。

- 3 休会の期間が経過したときは自動的に復会となり、会員はその月から月会費の全額を毎月支払わなくてはならない。

〔脱会〕

第12条 脱会を希望する会員は、脱会希望前月15日までに届け出なくてはならない。

〔教室またはクラス・コースの変更〕

第13条 各教室の会員で他の教室への変更もしくはコース・クラスの変更を希望する会員は前月15日までにとどけでなければならない。

- 2 変更を希望するクラスが定員を満たしている場合は、定員に空きが生じるまで変更できない。

〔会員の変更事項〕

第14条 会員は住所、連絡先等、入会申込手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨届け出なければならない。

〔除名〕

第15条 本規約に違反する等、本教室の会員としてふさわしくないと認められた者に対し、本教室は指導員の意見を聞いた上で除名することができる。

〔事故の責任〕

第16条 会員は、教室の活動に当たっては施設管理責任者並びに指導員の指示に従い行動するものとし、これに違背して盗難、傷害等の事故が起こっても、本法人、本教室、指導員に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

- 2 活動中およびその往復の事故やけがに対する補償は、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の範囲とする。

〔施設器具の破損〕

第17条 会員は活動中に、施設器具等を故意に破損させた場合には、損害賠償の責任を負う。

〔細則〕

第18条 本規約に定めのない事項および運営上必要な細則は本教室が別に定める。

〔規約の改定〕

第19条 本規約の改定は本法人が必要に応じ、これを行うことができる。

〔施行〕

第20条 本規約の施行は、平成18年7月13日からとする。

平成19年2月28日一部改定 平成19年4月21日一部改定 平成20年2月15日一部改定

平成24年9月1日一部改定 平成28年2月18日一部改定